

福岡県事業主の皆様へ

高齢者再就職援助措置の実現に向けたご提案

65歳から70歳で再就職を希望する方の事は

福岡県生涯現役チャレンジセンター

にお任せください！

センターご利用のメリット

再就職を希望する方がセンターへの
利用登録をしていただくと、全て

無料で支援を受ける事ができます！



在職中から再就職のための応募準備支援を行います。

在職中に希望職種求人探しの支援を行います。

センターが開拓したシニア人材向け求人の職業紹介も行います。

事業所内でのセミナーや出張相談の実施も承ります。

企業合同説明会・応募準備セミナー等イベント開催のご案内も行います。

センター以外の就職相談サポート先紹介も行います。

人材管理部門の皆様へ

70歳以上まで働ける職場環境づくりを応援します！

70歳になっても従業員が職場で活躍できる「定年引上げ」や「継続雇用制度」など制度導入等の支援（シニア人材活用アドバイザーの派遣）や65歳超雇用推進助成金制度等の情報提供も行います。

全て無料での取組となりますので、ぜひご利用ください。

高年齢者雇用安定法改正の概要

65歳までの雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を設ける（令和3年4月1日施行）

高年齢者就業確保措置について

改正で以下の①～⑤のいずれかの措置を講ずるよう努める必要があります（④⑤は雇用以外の措置）。

新設 70歳まで・ 努力義務	①70歳までの定年引上げ	④高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入	
	②70歳までの継続雇用制度の導入 （特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）		⑤高年齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a.事業主が自ら実施する社会貢献事業 b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業
	③定年廃止		

高年齢者等が離職する場合について

この改正により、70歳未満で定年及び事業者都合により離職する高年齢者について、事業主が再就職援助措置を講ずるよう努めることも必要となります。



再就職援助措置（努力義務）の例

- ・ 求職活動に対する経済的支援
- ・ 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん ⇒ センターでの支援が可能
- ・ 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん

下記申込書による申し込みをお願いします。

再就職支援申込書

ふりがな			
企業名			
業種		従業員数	人
所在地	〒		
TEL		FAX	
ふりがな			
担当者氏名		部署・役職	

その他希望があればにチェックしてください。

- 定年引上げ・労務相談
- 企業向け・従業員向けセミナー
- 助成金・補助金情報

ご記入後、下記の番号までFAXをご送信ください

FAX 092-432-2513

※FAX到着後、ご担当者様に確認の連絡をいたします。
※ご記入いただいた個人情報 は当事業以外の目的に使用することはありません。